

「IDとパスワード」をお持ちの方 贈与税の申告は自宅でe-Tax!

IDとパスワードで
自宅からe-Taxで申告
できるよ!

国税庁e-Tax
キャラクター
イータ君



重要書類
ID・パスワード方式の届出完了通知 [ID・PW]

(見本)

ID・パスワード方式に対応した
ID・パスワード↓

利用登録番号 (個人番号・9桁)	1234	5678	1234	5678
暗証番号 (半角英数字の5桁)	12345678			

※この形式は、税務署から届出がある場合があります。e-Taxによる申告等も一定の期間行わない場合は、再度、ID・パスワード方式の届出が必要となります。送付した内容について誤りがある場合は、提出先の税務署にお問い合わせください。
(お問い合わせの際は、利用者識別番号をご用意ください。)

所得税、消費税の申告
にも使えるんだね~



ID・パスワードで自宅e-Taxにチャレンジ!

1

ID・パスワードがあれば
自宅からe-Taxで申告
できるよ!

贈与税の申告って
税務署に行かないと
ダメなのかなあ~

会場は
混むかなあ
待つかな~

2

え!?
もうID・パスワードを
持っていたの!?

前に申告した時の
書類を見てごらんよ

3

ID・パスワードが
表示された書類を
もらっているよ!

重要書類
ID・パスワード方式の届出完了通知 [ID・PW]
(見本)
ID・パスワード方式に対応した
ID・パスワード!

4

~確定申告の時期~

やったー!
自宅からでもe-Taxで
スムーズに申告できた!

やったね~!

3ステップでスムーズに

贈与税e-Tax申告！！



STEP

1 国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」へアクセス

- ◎ 税務署に行く手間がかかりません！
- ◎ 画面の案内に従って金額などを入力するだけで、スムーズに申告書が作成できます！
- ◎ 確定申告期間中は24時間いつでも利用できます！

確定申告書作成コーナーはこちらをクリック

作成コーナー

贈与税の申告書の受付は、令和3年2月1日(月)から令和3年3月15日(月)までです。

STEP

2 書類を準備し、画面の案内に従って入力



所得税	決算書・収支内訳書	消費税	贈与税
● 所得税の確定申告書を作成します（医療費控除、寄附金控除、住宅ローン控除など）。	● 事業所得や不動産所得がある方が、青色申告決算書や収支内訳書を作成します。	● 個人の事業者の方が、消費税の確定申告書を作成します。	● 財産の贈与を受けた方が、贈与税の申告書を作成します。

STEP

3 e-Taxで送信（申告書を提出）

- ◎ **IDとパスワード（ID・パスワード方式）**を利用して **e-Taxで送信すれば申告完了！**

- ◎ 送信するデータの控えは、PDF形式で保存できます。

(注) 1 ID・パスワード方式は、「確定申告書等作成コーナー」でのみ利用できます。

(注) 2 e-Taxホームページから確認できるメッセージボックスに保管されている受信通知（e-Taxでの申告履歴）や税務署からのお知らせなどを確認するには、マイナンバーカード等での認証が必要となりますのでご注意ください。

(注) 3 ID・パスワード方式は、暫定的な対応であるため、お早めにマイナンバーカードの取得をお願いします。国税庁では「マイナンバーカード方式」を推奨しています。



申告書の印刷や郵送は不要です

事前準備、送信方法、エラー解消など 作成コーナーの使い方に関するお問合せ

e-Tax・作成コーナー
ヘルプデスク

e-コクセイ
0570-01-5901（全国一律市内通話料金）

受付時間：月曜日～金曜日 9:00～17:00（休祝日及び12月29日～1月3日を除く。）

受付時間は、時期により延長する場合がありますので、最新の情報をe-Taxホームページでご確認ください。

上記の電話番号がご利用できない場合などは、03-5638-5171をご利用ください（通常の通話料金となります。）。

マイナンバーカードでさらに便利に！



STEP

3 e-Taxで送信（申告書を提出）

マイナンバーカードを使って、贈与税のe-Tax送信もできるのね～

◎ **マイナンバーカード**を使って **e-Taxで送信すれば申告完了！**

用意するものは、次の2つ！

① マイナンバーカード



② ICカードリーダーライター 又は



マイナンバーカード対応のスマートフォン

OR



(注) 詳しくは、e-Taxホームページ【<https://www.e-tax.nta.go.jp>】をご覧ください。



マイナンバーカードでできることって？

各種行政手続のオンライン申請だけでなく、今後は健康保険証としても利用できるため、暮らしの中でますます便利になっていきます！

今後も利用範囲は拡大予定！

マイナポータルから
確定申告書への自動入力
が始まります！

コンビニ等で
住民票、印鑑登録
証明書等を取
得できます！

健康保険証として
利用できます！
(令和3年3月予定)

本人確認のための
身分証明書として
利用できます！

マイナンバーカードを
持っている
と便利なんだね



マイナンバーに関するお問合せ



マイナンバー総合フリーダイヤル

0120-95-0178

平日 9:30～20:00
土日祝 9:30～17:30
(年末年始を除く)

「マイナポータルから確定申告書への自動入力」とは？

これまで個別に入力していた生命保険料控除証明書等のデータが、マイナポータルから確定申告書に自動的に入力されます！

令和2年から自動入力

住宅ローン関係
株式等の取引関係
生命保険料控除証明

令和3年から自動入力予定

医療費関係
ふるさと納税
地震保険料控除証明

令和4年以降順次拡大予定

社会保険料
源泉徴収票

「マイナポータル」はあなた専用のサービスサイトの入口です！

マイナポータルでは、行政手続のオンライン申請や行政からのお知らせを受け取ることができます！

「マイナポータルAP」をインストール

iPhoneはこちら



Androidはこちら



税 国税局・税務署